

石橋地区消防組合  
女性職員活躍応援行動計画  
(令和3年度から令和7年度まで)



<女性職員活躍推進法に関する特定事業主行動計画>

**令和3年3月**  
**石橋地区消防組合**

# 石橋地区消防組合女性職員活躍応援行動計画

## 1. 計画の目的

石橋地区消防組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、策定する特定事業主行動計画である。

## 2. 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

## 3. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

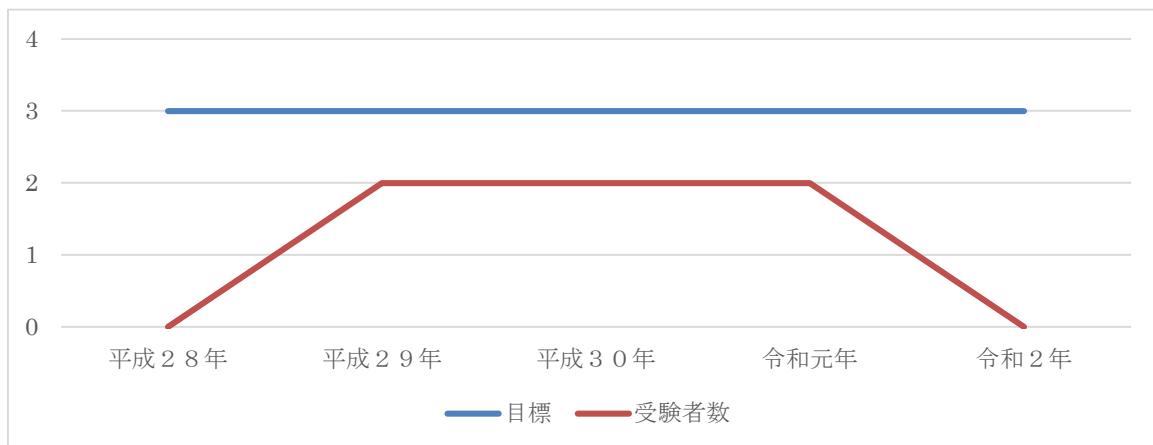
石橋地区消防組合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、女性活躍委員会を設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

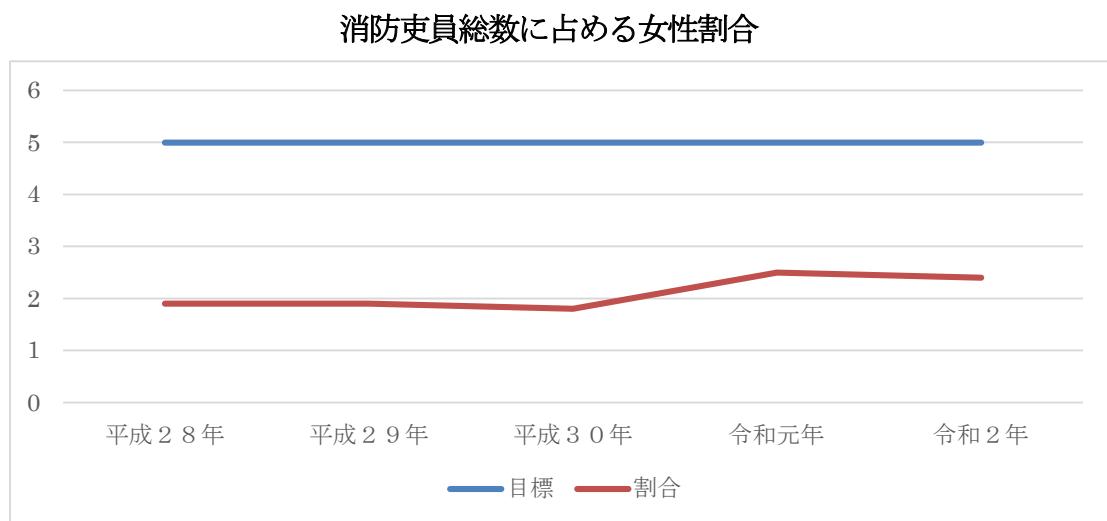
## 4. 第1期計画（平成28年度～令和2年度）の達成状況

### 【①採用した職員に占める女性職員の割合】

- 平成28年度から令和2年度までの間、平成27年度以前の実績を踏まえ採用試験の女性受験者数を毎年度3人以上にする。

採用試験受験者の女性の数





## 5. 女性職員の活躍推進に向けた数値目標及び取組内容

職員の採用については、石橋地区消防組合職員採用試験要項等に基づき公正平等に職員の採用を実施していますが、年度によっては女性の受験者がない年もあります。消防において、災害時はもとより通常の業務においても、多様性が求められている中でさらに市民へのサービスの質の向上を求めるためには、男性だけでなく女性の力も必要あります。そのためにも、まずは**消防という仕事の魅力をさらに発信し**、女性の受験者数を目標値まで引き上げ、女性の採用試験への受験促進を図る取組をすることが重要です。

令和8年までに、女性の消防吏員割合を5%以上【全国的な消防吏員数値共通目標】にする。

:近隣の大学生や高校生を対象に採用説明の際、女性の希望者に対し実施する。

:仕事に励む女性職員の声の紹介などにより、女性が活躍できる職場であることをホームページ等で広報する。